



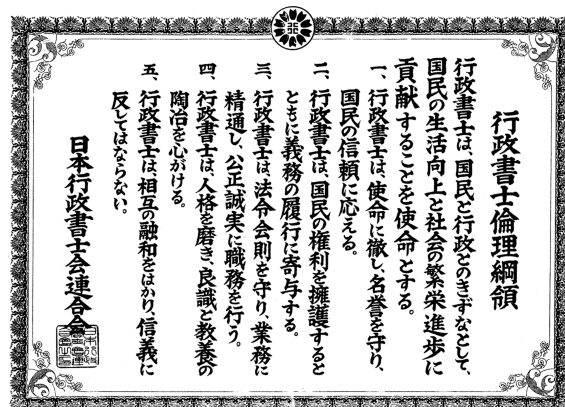
愛知

- 役員就任挨拶
- 持戻し制度と新法
- 事業承継について



目次

ご挨拶	会長 前田 望	1
役員就任挨拶		2
持戻し制度と新法	元名城大学大学院 法務研究科教授 松倉 耕作	5
事業承継について	税理士・公認会計士 浅野 佳史	8
お知らせコーナー	ライブラリ研修動画一覧	11
	ライブラリ研修申込書	13
	業務相談会のお知らせ	14
	業務相談会申込書	15
会員訪問記（海部支部 浅井 佐智子会員）	会報委員 新田 賢治	16
支部だより		17
事務局だより		25
会員の動向 新規登録入会者の紹介 他		26
コスモスあいちコーナー		34
あとがき		35





ご挨拶

愛知県行政書士会 会長 前田 望

この度、愛知県行政書士会会長にご信任頂きました前田望です。会長就任3期目となりますが、会員の皆様方からの期待をしっかりと受け止めて今後も会務運営に邁進していく所存ですので、引き続きご支援賜ります様お願い申し上げます。

さて、昨年度初めから、コロナ禍での感染予防策を講じることが求められ、本会では、このような状況に迅速かつ柔軟に対応するべく、可能な限り研修会はライブ配信で提供し、理事会をはじめとする会議については、WEB会議システムを活用して開催する、との方針のもと、会務を執行してまいりました。

また、コロナ禍での不況に立たされた事業者への支援に積極的に取り組んで参りました。社会経済が停滞に追い込まれる状況下において、我々行政書士が行政に対する各種補助金、支援金の申請手続きの専門家として貢献できた事は、社会貢献にとどまらず、街の法律家として原点回帰できた、という意味においても大きな意義があったと感じています。

現在の先の見えない状況下においても、我々行政書士が大切にすべきことは、これまでも皆様に折に触れてお伝えしておりますが、我々は「単なる書類作成のプロ」ではなく、「行政手続きの専門家である事」を忘れずに業務に取り組

んでいく、ということです。これは、社会がどのように変化しても、決しておれることのない、行政書士としての普遍の原理ともいえるべき大切な価値観であると、私は信じています。

行政手続きにおける急速なデジタル化の波に抗うことなく、その波をしっかりと乗りこなしていかなければなりません。今後はデジタル難民の支援をいちばん身近な法律家として支援していく事で、社会に貢献することこそ、これまでの行政書士の歩んできた歴史を未来へつなぐ、進化する行政書士の神髄とも言えるのではないのでしょうか。

社会の変化や我々行政書士へのニーズを、新たな成長に向けてのチャンスと捉え、会員の皆様と共に歩んでいきたいと思っています。

最後になりましたが、新型コロナウイルスに罹患された方々並びにご家族にお見舞い申し上げますと共に、本会におきましても、今後もしっかりと感染防止策を継続して会務運営に努めてまいります。2021年が会員の皆さま方にとって、良き一年になりますよう祈念し就任の挨拶と致します。

役員就任挨拶

愛知県行政書士会



副会長 吉川 明宏

令和3年度定時総会において副会長に選任され、総務部と経理部を担当することとなりました。もとより、浅学非才の身ではございますが、誠心誠意、たゆまず努力して参る所存でございますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



副会長 小柳津 えみ

この度の定時総会において副会長に選任され、広報部と国際部を担当させていただくこととなりました。それぞれの担当常務理事としっかり歩調を合わせながら、本会の益々の発展に尽力して参ります。

会員の皆様からの引き続きのご支援とご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。



副会長 西堀 俊徳

令和3年度第71期定時総会において、副会長に再度選任されました。今期は、法務部と今年度から国際・私法部が、国際部と私法部に分かれたため、そのうちの私法部を担当させて頂くこととなりました。

新たに発足した、私法部を常務理事と部会員の方たちと智慧をだしあい、会員の業務確保に繋がる様に会務に務める所存です。

会員各位のご協力のほど宜しくお願いいたします。



副会長 岩井 実

この度、令和3年度定時総会におきまして副会長に選任され、建設環境部と土地利用部を担当させていただくこととなりました。

前年度まで2年間の総務部での経験を活かしつつ、会員の皆様からのご指導とご協力もいただきながら会務の適正な運営を心掛けたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。



副会長 須崎 俊行

この度、令和3年度定時総会において、副会長に選任され、運輸交通部と法人経営部を担当させていただきましたこととなりました。

会員の皆様のご指導ご協力をいただきながら、関係団体や関係官庁と引き続き密接な関係を維持し、職域拡大、本会の発展のため一生懸命努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い致します。



常務理事 岡田 英紀

この度、令和3年度定時総会において常務理事として選任され、総務部を担当させていただくこととなりました。新任ではありますが、会務に誠心誠意尽力いたす所存です。

諸先輩方、会員の皆様のご指導、ご協力を仰ぎながら共に会の更なる発展に貢献できるよう努力させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。



常務理事 柴田 愛

この度、令和3年度定時総会におきまして、常務理事に選任され、引き続き経理部を担当させて頂くことになりました。

会員の皆様よりお預かりした会費は本会運営のための大切な財源です。適正な予算執行、会費納入の徹底に精一杯努めてまいります。皆様方のご指導、ご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願い致します。



常務理事 伊藤 直仁

令和3年度定時総会において常務理事に再度選任され、広報部を担当することになりました。広報部の役割は、行政書士の存在及び職務の認知を通じて県民の皆様はその社会的必要性・有用性を認めて頂くことだと考えております。

この目的達成のために歴代の諸先輩の取組み、今までの経験、会員皆様の協力を基礎に日々努力していく所存ですので、何卒宜しくお願い致します。



常務理事 渡邊 邦彦

今般、令和3年度定時総会において常務理事に選任され、法務部を担当させていただくこととなりました。

法務部には今まで部長として2年間務めさせていただきました。この間には会則や役員推薦規則の改正等重要な案件に関する業務に携わりました。今後も数々の規則の制定や改正を手掛けることとなりますが、力の限り誠心誠意取り組んでいきたいと思っておりますので、諸先輩方はじめ会員の皆様のご指導、また事務局の方々のご協力をいただきます様、よろしくお願いいたします。



常務理事 森越 靖

令和3年度定時総会にて常務理事に選任され、建設環境部を担当させていただくこととなりました。

行政手続きの電子化の中で、建設業許可、経営事項審査なども電子申請へと変わっていきます。この流れを機敏に捉え、情報収集に努め、会員と官公署の業務が滞りなく進むよう精進してまいります。会員皆様のご協力も必要です。どうぞよろしく願い申し上げます。



常務理事 岩崎 智也

この度、令和三年度定時総会におきまして、常務理事に選任され、運輸交通部を担当させていただくこととなりました。

デジタル化、時代の変化の中で運輸交通業務に関

する風向きも厳しい面がありますが、このような時期であるからこそ出来ることがまだまだあると強い使命感を感じております。

須崎前部長が築き上げた関係団体・関係官庁との密接な関係を維持、発展させ、全力を上げて職域の確保・拡大に努めて参ります。どうぞよろしくお願い致します。



常務理事 川津 聖司

令和3年度定時総会において常務理事に選任され、国際部を担当させていただくこととなりました。現在、

本会会員における届出済行政書士の数も500名を超え、国際業務に取り組む会員もますます増えていきます。微力ではありますが、会員の皆様のお役に立てるよう精一杯務めさせていただきますので、どうぞ宜しくお願いいたします。



常務理事 矢澤あや子

この度、令和3年度定時総会において常務理事に選任され、土地利用部を担当させていただくこととなり

ました。

会員の皆様方のご指導ご協力をいただきながら、土地利用業務の拡充と本会の発展のために尽力していききたいと考えております。どうぞよろしく願い申し上げます。



常務理事 黒澤 淳

令和3年度定時総会におきまして常務理事に選任され、引き続き法人経営部を担当することとなりました。

本年1月には押印の廃止、そして9月にはデジタル庁の設置が予定されており、私たちの業務の様相も大きく変わろうとしています。

紙ベースからデータによる申請が今後の標準となる事が現実となった今、デジタル化に対応すべく情報の収集、そしてなにより実務に即した研修会の開催を行っていききたいと考えています。微力ではございますが、会員の皆様のお役にたてるよう精一杯務めさせていただく所存ですので、どうぞよろしくお願い致します。



常務理事 平松 里香

令和3年度定時総会において、常務理事に選任され、私法部を担当させて頂くことになりました。私法部は、今年度より国際・私法部より独立し新設された業務部会です。私法部にて取り扱う主な業務は、民事法務関係業務、社会貢献活動です。具体的業務に遺言、遺産分割協議書作成、任意後見契約などがあります。社会のニーズに応じてこの分野での業務拡大、発展の為に微力ながら、全力で取り組んで参ります。どうぞよろしくお願いいたします。



監事 河合 治彦

この度定時総会にて監事に再任されました。

責任の重さを自覚しこれまでの経験を活かし本会の適正な運営と発展の為に微力ながら最善の努力をしております。

会員の皆様のご指導ご協力を宜しくお願い致します。



監事 権田 泰一

この度、令和3年定時総会において監事に再選されました。

会の運営と発展のため、微力ではありますが、精一杯務める所存でございます。

皆様のご協力をお願い申し上げます。



監事 竹内 誠

令和3年度定時総会において、監事に再任されました。

会則17条第5項に定めるとおり、資産及び会計並びに会務を監査して参ります。

今までの経験を活かし、会のためより精度の高い監査を行い、職務を果たしていきたいと思っております。

2年間どうぞよろしくお願いいたします。



相談役 田宮 章

相談役をお受けするにあたり、平成5年から行政書士会に関わって28年、経験だけはあります。一時代を駆け抜けてきた者としてお役に立てることがあればと思っております。

コロナ禍の今、新しい運営が求められています。会員皆で頑張りましょう。

どうぞよろしくお願いいたします。



相談役 久野 真枝

この度、引き続いて相談役に委嘱されました。微力ではございますが、これまでの経験を基に今後も愛知県行政書士会の発展に力を尽くす所存でございます。どうぞ宜しくお願いいたします。



相談役 西川 剛史

引き続き、相談役に委嘱されました。

微力ながら、愛知県行政書士会の発展に力を尽くします。

どうぞ宜しくお願い申し上げます。



相談役 市川 雅敏

この度、相談役をお受けすることになりました。

一体感と達成感のある会務運営が実現されるよう、微力ながら尽くしてまいります。

どうぞ宜しくお願い申し上げます。



相談役 長瀬紀美子

執行部として2期4年を終え、この度、相談役に就任致しました。

今は、この4年間会の為に役立ったか自問しているところです。

僅かばかりの経験ですが、これを生かし、今後の会務に協力できればなと思っております。

今後とも宜しくお願い申し上げます。

持戻し制度と新法

元名城大学大学院 法務研究科教授 松倉 耕作

1 持戻し制度について

持戻しについての、903条1項-3項までは、字句が修正されたに留まり、実質的な変更はない。4項は、全くの新規定である〈2016年改正〉。新規定は、配偶者ことに妻への影響が大きな改正である。

(1) 特別受益

1) 特別受益

たとえば、父Aが、相続人のひとりBに300万円の車と200万円の持参金をもたせて結婚させた。しかし相続人Cの婚姻の折には特別の支度をしなかったとする。このような生前贈与の扱いは、父AがBに特別多く財産を与える旨の意思表示（持戻し免除、903条3項）がないときは、Bへの500万円の贈与は、「遺産の前渡し」という扱いをうける。そう扱うことが公平だという考え方に基づいている。このような贈与・遺贈を「特別受益」と呼ぶ。

2) 特別受益の持戻し

後述する「持戻し免除」の意思表示がない限り、500万円の特別受益は、計算の上で相続財産に加算される。

(2) みなし相続財産

1) 原則

遺産が2500万円だとすると、持ち戻された500万円を加えて、分割の対象となる遺産は、合計3000万円とみなされ、これを「みなし相続財産」と呼ばれる。

各自の取得する具体的相続分： $B \ 3000万 \div 2 - 500万円 \text{ (特別受益)} = 1000万円$ （他に500万円の特別受益を受けている、Cは特別受益を引くことがないので、 $3000万 \div 2 = 1500万円$ を受けることになる（903条1項）。

上の計算で解るように、「持戻し」というのは、「計算上の価額」を遺産に加算されるというに留まり、前述した車や持参金を現実に返還するわけではない。

2) 持戻し免除のある場合

父が、Bに多く財産を与えたのだ、500万円は相続とは別枠であるなどの趣旨の意思を表明していた旨が証明されれば、それは500万円を相続財産に加算しなくて良いとの趣旨、すなわち「持戻し免除」の意思と扱われる（903条3項）。その結果、500万円の持戻しは免除され、相続財産の2500万円の均等に分割し、各自は1250万円ずつ取得することになり、特別受益を受けたBは、Cより500万円多く受け取ったことになる。

ちなみに、旧法下で持戻し免除と解釈した裁判例がある（東京高決平成8・8・26家月49-4-52）。

3) 財産価額評価の基準時

いつの財産価額を基準とするのだろうか。贈与時と相続開始時ないし遺産分割時との間に時期の隔りがある場合に問題となる。一般的には、相続の開始時が基準日となると解されている。その理由は、以下のように説明されている。すなわち、①903条ないし904条に明文の規定があること、②遺産分割時を基準時とすると、具体的相続分が物価変動に伴って変化し不安定になること、③分割前に各相続人は持分ないし相続分を譲渡することができるから（909条但書き、905条）相続開始時を基準として具体的相続分を確定しておかないと、不合理である。

とはいえ、受贈財産の種類、たとえば都市部に所在する宅地か、地方の山地なのか、にもよるが、贈与時よりも分割時には、価額が相当に上昇していることが少なくない場合もある。評価替えの必要を説く判例がみられる。金銭贈与の事案について、いわく、「贈与財産が金銭であるときは、その贈与時の金額を相続開始時の貨幣価値に換算した価額をもって評価すべき」と判示する。その理由としていわく。評価替えをしないと、「相続分の前渡しとしての意義を有する特別受益の価額を相続財産に加算することにより、共同相続人間の衡平を維持することを目的とする特別受益持戻しの制度の趣旨を没却するこ

とに」なるからである（最判昭和51・3・18民集30-2-111）。

4) 相続債務の負担

相続債務は、特別受益を受けているか、持ち戻し免除を受けたかに係わらず、各自の法定相続分に従って負担する。

5) 生命保険金の扱い

多くの家庭では、父親が生命保険に加入しているのが通例であろう。生命保険金は特別受益と扱わないのが原則である。しかし、相続財産の額に比べて保険金額が多額である場合には、公平の理念に従って、特別受益と扱うのが判例の見解である（判例あり）。

補足しておこう。これについては、判例がある。それに拠れば、死亡保険金請求権は、保険金受取人の固有の権利として取得するものであり、死亡保険金請求権は、903条1項の特別受益にあたらなると断じた。しかし「保険金受取人その他の共同相続人との間に生ずる不公平が民法903条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が存する場合には、同条の類推適用により、当該死亡保険金請求権は、特別受益に準じて持戻しの対象となる」とする（最判平成16・10・29民集58-7-1979）。

2 持戻し免除意思の推定

新設された免除意思の推定という制度も、生存配偶者を優遇する働きをする規定といえる。

これまで、相続税法でも、税金面から、配偶者を優遇する同趣旨の規定がみられる。あとで、この制度についても触れてみたい。

3 意思推定の要件

1) 規定と要件の規定(903条4項)によると、「婚姻期間が二十年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対して、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、当該被相続人は、遺贈または贈与について第1項の規定を適用しない旨の意思表示をしたものと推定する。」。婚姻期間が長くなれば、被相続人ないし夫の遺産の形成に妻の貢献の度合いが大きいと推測できる。それゆえ、そのような夫婦の妻にたいする贈与等は、

とくに妻の老後の生活保障を考慮して贈与を行ったものと考えられるので、推定規定を設けたと説明されている。

2) 贈与などの対象

規定の適用対象は、居住用不動産に限られる。その他の動産にまで拡大していない。その理由は、次のようである。①動産は必ずしも妻の老後の生活保障を意図して行われるものでもない、②不動産以外の物件にまで拡大すれば、妻以外の相続人への影響が大きくなる危険がある。

したがって、贈与に際して、車や金銭の贈与がなされても、それは903条4項「推定」の対象とはならない。それら財産の遺贈・贈与がなされても、本来の「持戻し免除」の意思表示がない限り、原則どおり持戻しの対象と扱われることになる。

もっとも、規定範囲が拡大される可能性がなくはない。居住用の建物以外であっても、財産の価値が不動産に相当する位に高価で、かつ妻の生活保障に役立つような財産が、遺贈・贈与された場合には、903条4項を根拠として、事実上の推定を働かせる余地があることが、立法段階で論じられている。

学説のなかには、その例として、次のような例を挙げる者がみられる。被相続人が居住用の不動産を有せず、ほかにめぼしい財産がないために生活保障の趣旨で居住用の不動産以外の財産を遺贈・贈与した場合には、持戻し免除の黙示の意思表示があったものと解釈される可能性があるとする学説がみられる（浦野由紀子筆『相続法改正』17頁）。

3) 20年の意味

相続の開始の時点で20年を経過している必要がある。従って、その以前、たとえば、婚姻期間17年で贈与の意思表示をしていた場合には、本規定の適用はないと解されている。

では、途中で離婚・結婚を挟んでいる場合はどうか。婚姻2年後に離婚、その後8年してから再婚し再婚期間が19年になれば、通算の婚姻期間は、20年を超える。再婚後の期間が長ければ、妻の生活保障との色合いが濃くなるであろう。そのような場合には通算20年、生活保障の意思濃厚と評価される可能性が高くなるであろう。しかし、再婚期間が短けれ

ば、「推定」についての反証が出やすいこともあり得る。

もっとも、20年の期間は、法律婚の長さを前提としている(通説)。事実婚のカップルには適用がない。

4) 居住用の不動産であることが問題となるのは、居住兼店舗の場合である。そのバリエーションは多様である。重視されるのは、不動産の構造や形態、遺言の趣旨である。構造面では、店舗の部分が主な構造であれば、全部が「居住用の不動産」というのは難しいが、一部、居住用と評価される余地はありと解されている(前掲『相続法改正を踏まえた新たな実務運用』89頁)。

5) 意思表示の時期

20年の期間の経過後に贈与・遺贈の意思表示がなされている必要がある。ゆえに、婚姻17年目に贈与の意思が表明され、その後に婚姻期間が20年を経過していても、本条の適用がないと解されている。

6) 開始時の居住の要否

相続の開始時に妻が現実に居住していることが要求されるのであろうか。その必要がないと解されている。

4 意思推定が破られる場合

1) 予測

規定について、「第1項の規定を適用しない」というのは、つまるところ特別受益と扱わないということである。また、推定規定であるから、被相続人の意思が、そのような趣旨ではない旨を主張・立証し、裁判所がその証明を認めれば、推定は崩れ、原則に

戻り特別受益との扱いを受けることになる。

念のために補足すれば、証明責任についていえば、持戻し免除意思表示を争う当事者が、反証を挙げる必要があることになる。とはいえ、推定に反対の主張をすることも少ないと予測でき、反証が認められる余地はかなり狭いのではないかと、いわれている。

2) 推定が破られた効果

推定が破られると、持戻し免除とはならず、持戻しの対象に加えられる。

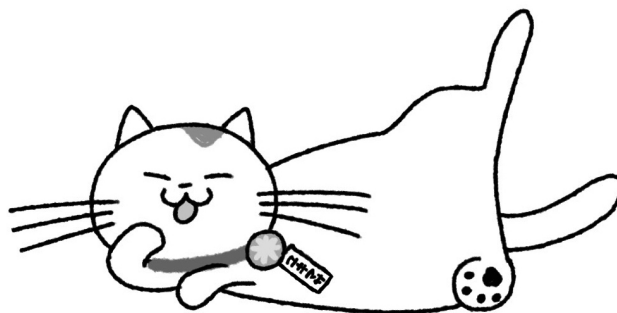
5 贈与税の特例

現行の相続税法でも、贈与税の特例を認める制度がある(相続税法21条の6)。それによると、婚姻期間が20年以上の夫婦で、とくに夫が妻に対して、居住用の不動産などの贈与をした場合には、基礎控除に加えて、さらに2000万円を限度に控除を認めるというものである。

夫死亡後の妻の生活について配慮した規定として、比較的よく知られた制度である。今回の民法での「持戻し免除の推定」制度は、上記の税法の特例の精神を民法にも持ち込んだものといえよう。

参考文献

本誌 第1稿に掲げた文献を参照。その他、松倉耕作・後藤昌弘『相続判例ガイド』有斐閣、1996年、301頁。



事業承継について

浅野佳史税理士事務所 税理士・公認会計士 浅野 佳史

今月は事業承継税制（法人版）について、今まで掲載してきた内容をダイジェスト版で振り返ってみたいと思います。この号で事業承継税制（法人版）の概要編は終了となります。この原稿を書いております5月の時点では、コロナワクチンの大規模接種が各地で始まり、オリンピックの開催も大きく揺れている時期です。7月23日、無事にオリンピックが開催されている事を祈るばかりです。

では、第1回のダイジェストより始めて参ります。今月も宜しくお願い致します。

第1回 中小企業の現状と事業承継

2025年までに法人で31%、個人事業で65%が廃業し、650万人の雇用喪失、GDPで22兆円消失という試算が発表されております。これを裏付けるように日本の中小企業は、社長年齢が高齢化し、その一方で親族が後継者にならないケースが増加し、後継者不足になっています。事業承継は日本の重要課題の1つとなっています。

事業を承継するには、その事業を取り巻く関係者との信頼関係、ブランド、経営上のノウハウ、更に、借入金、個人保証、そして、株式等の権利を引き継ぐ必要があります。

特に株式を承継するのに税金がかかります。

第2回 前半 事業承継に際しての株式承継の方法とその税金

中小企業で親族に後継者がいる場合、株式の移転方法で最も多いのが暦年贈与です。少しずつ・長期間でゆっくりと行えばその税金は安くなります。王道の手であるかもしれません。但し、先代経営者が亡くなった時点で後継者への株式移転が不十分（50%以下）の場合は遺産分割協議で揉め、会社経営に支障を来す可能性があります。そのリスク解消には、遺言書を作成し後継者に株式が遺贈されるようにしておく必要があります。

また、遺言ではなく、相続時精算課税制度で一気

に株式移転を図るケースも良く見かけます。この制度は2500万円までの贈与については無税でそれを超えた場合は一律20%の贈与税を納める制度です。そして、先代経営者の相続時にその贈与时点の価額で株式を相続財産に合算して相続税計算をします。親族外の後継者にも適用は可能ですが、法定相続人の方々の心情にも配慮した遺言書を作成し、相続で揉めないようにする事が必要です。

第2回 後半 事業承継税制・特例事業承継税制の特徴点

事業承継税制（一般事業承継税制も含む）は納税猶予が特徴点です。現経営者、後継者、その次の後継者へと株式が承継される際に、事業承継制度を使って承継株式の税額猶予を継続していきます。一般税制と特例税制との違いは比較表に記載の通りです。特例事業承継税制の方が納税猶予対象となる株式数が多く、適用を受ける後継者の人数も多く（親族外も適用可能）さらにその要件も弾力的な措置がありますので、大変使いやすい制度になっています。

但し、適用期間が限定されています。特例措置を適用できるのは、令和9年12月31日までに行われる贈与・相続についてです。実際に適用を受けるには、令和5年3月31日までに特例承継計画を都道府県庁に提出し、都道府県知事の確認を得る必要があります。

なお、令和5年3月31日以前の相続については、先代経営者死亡後に決められた期限内に特例承継計画を提出し、認定を受けて申告すれば特例措置を受けることができます。

なお、納税猶予が取消となった場合、猶予されていた税金及び利子税を支払うこととなります。これはリスクですが、納税猶予額の減免措置があります。一般制度も含めて減免措置が適用される場合があります。特例制度では、一般制度では減免されない経営環境の悪化による事象が追加されており、取消リスクを低減しています。

【参考】特例措置と一般措置の比較

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	5年以内の特例承継計画の提出 〔平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで〕	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 〔平成30年1月1日から 令和9年12月31日まで〕	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化（4ページ、8ページ）	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な 事由が生じた場合の免除	あり（9ページ）	なし
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から20歳以上の者への贈与	60歳以上の者から20歳以上の推定 相続人（直系卑属）・孫への贈与

第3回 特例事業承継税制の要件及び手続

I 特例事業承継計画提出前に検討する4つの事項

- ・対象会社 認定要件／要件の詳細
- ・先代経営者 認定要件／要件の詳細
- ・追随贈与者 認定要件
- ・後継者 認定要件／要件の詳細

（対象会社）

中小企業で常時使用する従業員がいれば基本的には対象会社になります。但し、プライベートカンパニー（個人の財産を会社に移転した会社）は要件が厳しくなります。詳細は第3回を参照してください。なお、医療法人、社会福祉法人及び外国法人は対象会社になりません。

（先代経営者）

先代経営者の要件は3点です。①過去ないし現在代表権者であること②先代経営者を中心とした一族（特別関係者）で議決権が50%超あること③その一族の中で後継者を除いて筆頭株主であること。

（後継者）

後継者の要件は主に2点です。①代表権者であること。（贈与時はその時点で、相続時は相続開始から5ヶ月以内に）②役員であること（贈与時は直近継続して3年間、相続時は直前）③後継者及びその一族で議決権数が50%超であること（判定は贈与後、相続後です）④後継者が一族の中で筆頭株主であること⑤対象株式は事業承継税制（一般・特例）の適用を受けていないこと⑥その対

象株式は申告時まで保有すること。⑦後継者は20歳（令和4年4月1日以降18歳）

（追随贈与者）第3回をご参照ください。

II 特例事業承継計画承認後に承継贈与する際の留意点

計画が承認されいよいよ贈与する場合の留意点は4つです。①対象株式は議決権制限のない株式であること。②先代経営者は代表権を返上すること。③後継者が1名の場合は贈与後、その後継者議決権が3分の2以上となること。複数の場合は各自が10%以上となるなり、後継者が先代経営者の株式数を上回ること。④追随贈与者の贈与は原則1回

III 特例事業承継税制の手続

贈与税の場合と相続税の場合とも手続きは同様です。

- ① 特例承継計画を作成し確認申請。
- ② 贈与（相続）
- ③ 特例承継計画の認定申請
- ④ 申告（対象株式の担保等が必要）
- ⑤ 特例承継期間中の5年間は毎年県及び税務署へ報告。県へは年次報告書。税務署へは継続届出書。
- ⑥ 5年の特例期終了時に実績報告書を提出
- ⑦ 6年目以降は税務署へ3年毎に継続届出書を提出

但し、2023年3月31日までの相続については、相続後に特例承継計画の作成が認められています。

第4回 特例事業承継税制の納税猶予計算と取消事由

～特例事業承継税制を適用した場合の納税猶予額の計算方法と留意点～

納税猶予となる金額は後継者が承継株式のみを相続した場合の相続税額です。後継者が承継株式以外の財産も含めて相続した場合、相続税額から納税猶予額を控除した金額を納税する必要があります。納税猶予となる金額は後継者が相続する財産に占める承継株式の割合から推定される額より少なくなる場合もあるので注意が必要です。例えば、後継者が承継する財産（承継株式も含む）をもとに試算した相続税額が1000万円だとします。後継者が相続する財産の内、承継株式が占める割合が5割だとします。直観的に後継者の納税猶予額は500万円ですが、納税猶予額は500万円より少なくなる事があります。これは相続税も累進課税だからです。計算例等の詳細は第4回をご参照ください。いずれにしても、事前にシュミュレーションを行い、相続税額や納税猶予となる金額を示しておくことは必要だと思います。

～特例事業承継税制の取消に際しての免徐制度～

事業承継税制（一般）では承継後、事業継続が困難となり会社を解散した場合に納税猶予となっていた金額及び利子税を支払う必要がありました。特例事業承継税制では、特例承継期間経過後に「事業の継続が困難な事由」に該当した場合、後継者が下記の事項を実行した際にはその実行時の株式価額で納税猶予額を再計算します。実行時の株式の時価が0円となれば全額免除になります。この実行時の株価算定を操作すれば全額免除になってしまいます。そこで、実行時の株式時価が意図的に操作されないように相続税評価額の2分の1を下限とする規定が設けられています。なお、株式の時価が相続税評価額の2分の1未満の場合、実行後2年経過後、当時の従業員の半数以上が存続会社社等で雇用されていた場合には実行時の株式価額で再々計算しさらに差額免除できます。

（事業継続が困難な事由に該当した場合に納税猶予額が免除となる場合）

- ① 第3者に株式を譲渡・贈与した場合
- ② 合併によりその会社が消滅した場合
- ③ 会社が株式交換又は株式移転に他の会社の完全子会社等になった時
- ④ 会社が解散した場合

*事業継続が困難な事由の詳細については第4回をご参照ください。

～特例事業承継税制の取消事由～

納税猶予税額を利子税とともに納めなくてはならない取消事由について紹介します。これらの事項は贈与時と相続時の場合で同じ内容となっておりますので、併せて記載します。個々の内容はさておき、是非、確認して頂きたいのは特例事業承継期間中のみの取消事項とそれ以降も取消となる事項がある点です。

特例事業承継期間経過後も取消となるのは、後継者が事業承継税制を使わずに株式譲渡・贈与した場合、対象会社が組織再編等で認定時とは全く別の会社になった場合そして対象会社が消滅した時に大きく分かります。会社が未来永劫安泰だという確証はありません。会社に問題が発生し、やむを得ず、経営判断した結果、納税猶予額及びその利子を支払えなくなってしまったのは経営者及び後継者には厳しい事であり、特例事業承継税制の適用に二の足を踏む原因になります。このような背景をもとに、特例事業承継税制では、特例承継期間終了後、「事業の継続が困難な事由」に該当した場合、譲渡・贈与・合併による消滅・株式交換等で完全子会社になった場合・解散の場合でも納税猶予額の減免される制度が設けられました。

これは事業承継税制（一般）ではない制度であり、事業承継を促進することが期待されている特例事業承継税制度のメリットです。

*個々の取消事由については第4回をご参照ください。

以上、第1回～第4回までの主な内容となります。事業承継税制（法人版）の概要についてご紹介させて頂きました。次回は事業承継税制（個人版）について掲載予定です。引き続き宜しくお願い致します。

お知らせコーナー

研修会動画一覧

ライブラリ研修：会館にて視聴していただきます。次頁のライブラリ研修申込書によりお申込みください。

オンデマンド研修：愛知会ホームページの【会員ページ】 - 【ライブラリ】 - 【研修会ライブラリ】にて各自で視聴してください。

(令和3年5月25日現在)

	部	番号	年 月 日	内 容	ライブラリ 研修 【会館】	オンデマンド 研修 【ホームページ】
1	総務部	525	H28. 2.23	行政書士制度65周年記念講演	○	○
2	企画情報部	534	H29. 8.28 H29. 9. 4	法定相続情報証明制度研修会 第2部 戸籍の見方・相続関係図の書き方	○	○
3		537	H29.11.24	ドローン等（無人航空機）飛行許可・承認申請手続きについて	○	○
4		539	H30. 2.22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会（国際・私法部と合同）	○	○
5		546	H30.12. 6	被災者支援に関する研修会	○	○
6		576	R 2.11.16	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会 【1回目】	○	○
7		580	R 3. 1.27	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会 【2回目】	○	○
8		建設環境部	530	H28. 8.31	愛知県の平成28年度廃棄物行政について 第1部 産業廃棄物関係の許認可手続き等について 第2部 産業廃棄物の監視業務について	○
9	531		H28. 9.27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	○	×
10	555		R 1. 9.26	初心者向け業務研修会（廃棄物処理業関係業務）	○	○
11	573		R 2. 9.23	コロナ禍における建設業許可申請・届出について	○	○
12	579		R 3. 1.21	建設業許可申請と経営事項審査についての研修会	○	○
13	586		R 3. 5.18	経営事項審査の改正点についての研修会	○	×
14	運輸交通部		551	H29. 1.23	自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）研修会	○
15		581	R 3. 2. 4	運輸交通部基礎研修会1	○	○
16	国際・私法部	420	H24. 2.25	私法業務基礎研修会（初心者のための遺言作成実務基礎講座）	○	○
17		467	H25. 2.13	国際業務初心者向け研修会 （初心者のための在留資格認定証明書交付申請）	○	○
18		480	H25.10.31	国際業務初心者向け研修会（初心者向け実務のポイント）	○	○
19		486	H26. 2.21	国際業務部門 帰化・相続手続きにおける韓国除籍等収集方法と見方	○	○
20		488	H26. 3.17	私法業務部門研修会（遺産分割協議書の書き方）	○	○
21		504	H26.12. 4	行政書士が知っておくべき相続税の基礎知識	○	○
22		509	H26.12.25	はじめての国際法1	○	○
23		510	H27. 2.18	はじめての国際法2	○	○
24		517	H27.11.24	出入国管理行政と日本型移民国家構想	○	○
25		521	H28. 1.28	初心者向け研修会（在留資格認定申請書の書き方）	○	○
26		526	H28. 3. 7	国際私法の考え方～相続と遺言について～	○	○
27		528	H28. 4.25	国際私法の考え方～婚姻と離婚について～	○	○
28		536	H29.11.16	国際業務部門研修会 ①国家戦略特区（外国人創業活動促進事業）について ②在留資格「経営・管理」のポイント	○	○

	部	番号	年 月 日	内 容	ライブラリ 研修 【会館】	オンデマンド 研修 【ホームページ】
29	国際・私法部	539	H30. 2.22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会（企画情報部と合同）	○	○
30		540	H30. 2.27	技能実習法の実務についての研修会（法人経営部と合同）	○	○
31		542	H30. 3.19	国際業務初心者向け研修会 （永住許可申請について、パスポートの見方）	○	○
32		547	H31. 2.21	国際業務研修会（フィリピン人の再婚と重婚問題）	○	○
33		549	H31. 3. 8	在留資格「特定技能」に関する研修会	○	○
34		554	R 1. 9. 9	債権各論 契約に関する研修会	○	○
35		558	R 1.11.18	国際私法に関する研修会	○	○
36		563	R 2. 1.22	国際・私法部業務研修会	○	○
37		562	R 2. 2.28	特定技能に関する研修会	○	○
38		571	R 2. 8.24	戸籍の見方に関する研修会	○	○
39		578	R 2.12. 3	初心者中級者向け入管国際業務研修会資料	○	○
40		土地利用部	516	H27. 9.24	尾張建設事務所建築課管内における市街化調整区域内の都市計画法第34条第1号「公益上必要な建築物及び日常生活のための必要な店舗等」、愛知県開発審査会基準第1号「農家の二・三男が分家する場合の住宅等」の運用を中心とする開発実務について	○
41	523		H28. 1.27	行政書士の土地利用業務について	○	○
42	527		H28. 3.24	開発許可（都市計画法）と農地転用の話	○	○
43	532		H28. 9.26	行政書士の土地利用業務の基礎知識	○	○
44	533		H29. 8.25	行政書士の土地利用業務の基礎知識 ～行政書士ができる空き家対策～	○	○
45	538		H30. 1.31	愛知県開発審査会基準第1号、第7号の運用及び申請について	○	○
46	544		H30. 9.14	土地利用業務の基礎知識	○	○
47	545		H30.11.30	雨水浸透阻害行為許可に関する研修会	○	○
48	548		H31. 3. 4	都市計画法に関する研修会	○	○
49	550		H31. 3.18	農地法許可に関する初心者向け業務研修会	○	○
50	552		R 1. 8.26	初心者向け土地利用業務研修会	○	○
51	559		R 1.11.22	都市計画法概要と愛知県開発審査会基準（主に第16号）について	○	○
52	565		R 2. 2.19	農地法許可の審査基準についての研修会	○	○
53	570		R 2. 7.13	不動産に関わる業務手続きについての研修会	○	○
54	575		R 2.10.26	都市計画法〔第34条1号許可〕についての研修会	○	○
55	582		R 3. 2.15	農地法及び土木設計の基礎知識についての研修会	○	○
56	583		R 3. 3.22	建築許可申請及び農地法に関する押印廃止、 添付書類等の取扱いについての研修会	○	○
57	法人経営部		425	H24. 6.28	種苗法における品種登録と出願実務について	○
58		445	H24. 9.24	告訴・告発状の作成の仕方についての研修会	○	○
59		511	H27. 2.12	医療法人の設立について	○	×
60		540	H30. 2.27	技能実習法の実務についての研修会（国際・私法部と合同）	○	○
61		541	H30. 3.16	オーファンワークスについての研修会 ～著作権業務の可能性～	○	○
62		564	R 2. 2.10	HACCP研修会	○	×
63		584	R 3. 3.23	初心者向け風俗営業申請手続研修会	○	○
64		585	R 3. 5.18	改正食品衛生法研修会	○	○

ライブラリ研修申込書

令和 年 月 日

愛知県行政書士会会長 殿

申込者	氏名			
	支部	支部	事務所TEL・FAX	
	会員番号		TEL ()	—
	メールアドレス		FAX ()	—
下記のとおり、研修会視聴を申込みます。				
視聴希望日時	番号	研修開催日	内 容	備考
(例) 令和〇年〇月〇日▽時	531	平成28. 9.27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について(入門編)	

誓約事項

1. お借りした研修会媒体の複写・撮影等は、絶対いたしません。

【ライブラリ研修要領】

視聴場所	会館会議室
視聴時間	10時から17時まで(受付時間10時～12時、13時～15時)
研修内容一覧	別紙、ご参照ください。
視聴申込み	視聴希望日の7日前までにFAX(052-932-3647)にて申込みください。 (視聴機器の台数に限りがありますので希望日を変更いただくことがあります)
キャンセル	予約を取り消す場合は、事務局までご連絡ください。
利用上の注意	1. 視聴のためにご来館されたときは、事務局までお越しください。 2. 視聴できる研修会は愛知県行政書士会所蔵のものに限ります。 3. 館外への持出、貸出、持込による視聴はできません。 4. 視聴覚室の使用については、事務局職員の指示に従って頂き、注意を守らない場合は退出して頂く場合があります。

※定員オーバー等でお断りする場合のみ、その旨ご連絡いたします。

※愛知会ホームページ<http://www.aichi-gyosei.or.jp/>の会員ページ「研修会ライブラリ」でオンデマンド可能な研修会もございますのでご利用ください。

会受領印欄	
-------	--

業務相談会のお知らせ

◎相談を希望される方は、次ページ申込書をご利用ください。

初心者向け建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談会

【建設業関係業務相談会】

建設環境部

内 容 建設業許可、経営事項審査等の建設業関係業務について

開催日 毎月第4木曜日

時 間 午後1時30分

【産廃（収運）業許可申請相談会】

内 容 産業廃棄物収集運搬業許可について

開催日 毎月第4木曜日

時 間 午後1時30分

※どちらもこれから業務を始める方等を対象とした初歩の相談を予定しております。

運輸関係業務相談会

内 容 自動車登録（車庫証明含む）について

運輸交通部

開催日 毎月第1水曜日

時 間 午後1時30分

※初心者対象

初心者向け業務相談会

内 容 国際業務について

国際部

開催日 毎月第2水曜日

時 間 午後2時30分から一人50分程度

※初心者対象

初心者向け業務相談会

内 容 私法業務について

私法部

開催日 毎月第2水曜日

時 間 午後2時30分から一人50分程度

※初心者対象

初心者向け土地利用関係業務相談会

内 容 農地転用許可、開発許可、建築許可等について

土地利用部

開催日 毎月第2水曜日

時 間 午後1時30分から4時まで

※初心者対象、土地利用の業務は地域によって許可基準が異なる場合がありますので、相談内容に関する資料をお持ちください。

初心者向け書類作成相談会

内 容 風俗営業許可申請、株式会社設立（法人登記以外）に限定

法人経営部

開催日 毎月第1水曜日

時 間 午後2時から4時まで

※初心者対象

令和3年7月1日

会 員 各 位

 建設環境部
 運輸交通部
 国際部
 土地利用部
 法人経営部
 私法部

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

今年度、業務相談会を下記のように開催いたしますので、希望者の方は、この様式にてFAXでお申し込みください。なお、各業務相談会の開催日の7日前が締切です。

業務相談会申込書

該当する相談会に○印をしてください。

- ・ 建設環境部 業務相談会【建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請】
- ・ 運輸交通部 運輸交通関係業務相談会
- ・ 国際部 初心者向け業務相談会
- ・ 土地利用部 初心者向け土地利用関係業務相談会
- ・ 法人経営部 初心者向け書類作成相談会【風俗営業許可申請・株式会社設立(法人登記以外)に限定】
- ・ 私法部 初心者向け業務相談会

支 部		会 員 番 号	
氏 名			
開 催 日	月 日 ()	電 話 番 号	
相談内容 (詳細を具体的に お書き ください。)			

愛知県行政書士会 F A X 052-932-3647

会員訪問記



海部支部：浅井 佐智子会員

会報委員 新田 賢治



今回は愛知県行政書士会海部支部の浅井佐智子会員の事務所を訪問し、お話しを伺いました。

—行政書士となったきっかけを教えてください。

結婚を機に現在の愛西市へ来たのですが、たまたま農業委員をしている方と知り合いになりました。その方から地域で農地の手続きが必要とされていることを聞き、資格を取得して業務を始めました。

開業したばかりの頃はほとんど仕事がなく、年に数件程度の農地転用業務がある程度でした。しかし、その数件の農地転用業務から紹介が紹介を呼び、業務を増やしていくことができました。

—現在は主にどのような業務をされていますか。

農地転用や開発許可などの土地関係業務に加え、建設業許可申請や産業廃棄物収集運搬業許可申請などのご依頼が多いです。ただ、自分から業務を特化することはせず、ご相談をいただいた業務は種類に限らず対応しています。

依頼者は困りごとを解決したくて私へ相談をしてくれています。初めて行う業務でも不明なことは調べ、行政の担当者と相談を重ねて業務を完遂するようにしています。

—長年、第一線で活躍される秘訣もそのようなところにあるのでしょうか。

たとえば自分が初めて耳にするような業務であって

も、困っている方を目の前にしてお断りすることはできません。それに、初めての業務で時間や手間がかかったとしても、依頼者のお困りごとにしっかりと対応することで次の仕事につながることを開業時より実感しています。それが秘訣と言えるのかもしれませんが。

—業務を行う上で気を付けていることはありますか。

遠方の依頼者でも直接お会いするなどして本人確認を行います。また、業務内容についても法的に合致するものであることをしっかりと確認し、その上で迅速に業務を行うことを心がけています。

—最後に若手会員へアドバイスをいただけますか。

アドバイスというのはおこがましいのですが、最近は大きな法改正もあり、社会の仕組みもめまぐるしく変わっています。大変だと思いますが、そのような状況に対応しながら、一つ一つの業務をしっかりと行うことで次の仕事へつながっていくと思います。

今回お話しをうかがって、仕事が繋がっていくのは浅井佐智子会員の人柄によるところも大きいと感じました。お忙しい中、取材を受けていただきありがとうございました。

支部だより

名古屋
支部

研修会

会報委員：金丸 洋

日 時 令和3年3月26日(金)
午後4時30分～6時
場 所 Zoomによるライブ配信
講 師 さくら共同法律事務所
弁護士 山脇 康嗣様（日本行政書士連合
会法律顧問）
テーマ 『外国人関連法制に係る近時の法令改正・
運用変更の徹底解説』
出席者 19名

名古屋支部では3月26日に弁護士の山脇康嗣様に講義していただきました。テーマは外国人関連法制に係る近時の法令改正・運用変更でした。

1時間半という限られた講義時間にもかかわらず、レジュメ（64ページ）および添付資料（109ページ）にもなる膨大な研修資料に基づき41項目に及ぶ法令改正・運用変更点についてポイントを押さえた解説をしていただきました。

山脇様からは、本年中にはコロナ感染症も収束に向かい、いわゆるコロナ特例措置は順次終了していくと考えられることからコロナ関連情報に絞らず、昨年一年間及び今年に入って研修実施日までになされた、外国人関連法制に関する法令改正・運用変更をテーマとして、それぞれわかりやすく説明していただきました。

これからの入管関連の業務は入管法だけでなく、技能実習法や労働法などの分野横断的な知識が必要になるというお言葉を頂き、常に研鑽を積んでいくことが重要になると感じました。

また講義終了後には質疑応答の時間を確保していただき、研修会参加会員にとって今後の入管実務に直結し得る実りある研修になったのではないかと思います。

海部
支部

令和3年度 定時総会

会報委員 新田 賢治

日 時 令和3年4月17日(土)
午後1時～1時20分
場 所 雅
出席者 13名（委任状出席者56名）



津島市の雅にて令和3年度海部支部定時総会が開催されました。

いまだ続く新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの会員は委任状での出席にご協力をいただきました。また、来賓の方の出席もない形での開催となりました。

開催に際しては、会場の換気を行い、出席者は全員マスク着用の上、出席者間の距離を確保しました。

議事は滞りなく進み、下記議案の全てにおいて可決承認されました。

- 「第1号議案 令和2年度事業報告の件」
- 「第2号議案 令和2年度会計決算承認の件」
- 「第3号議案 令和3年度事業計画(案)承認の件」
- 「第4号議案 令和3年度会計予算(案)承認の件」
- 「第5号議案 支部役員改選の件」

今年度も総会後の懇親会は開催せず、各会員とも短い時間での情報交換を行い終了となりました。

名古屋
支部

4月・5月 常設無料相談会

会報委員 金丸 洋

日時 令和3年4月20日(火)

午後1時～4時

日時 令和3年5月18日(火)

午後1時～4時

場所 中村生涯学習センター ふくろうの部屋

相談員 合計8名



名古屋支部では、毎月第三火曜日に中村生涯学習センターにて無料相談会を行っています。

5月は相続関連の相談が2件ありました。相続関連の相談が多い傾向は続いています。令和2年度は新型コロナ対策により令和2年4月から10月まで会場が休館となりましたが、その間も電話での相談問い合わせがあり、随時相談員が電話での対応をしました。

今回も担当された先生方は懇切丁寧に対応されたので、相談者も満足され、今後の参考になったのではないのでしょうか。遺言は相続をめぐる紛争を予防する有用な手段になるので、ぜひ多くの人に活用してもらいたいです。

昭和
支部

令和3年度 定時総会

会報委員 中津留 太郎

日時 令和3年4月24日(土)

午後3時～4時05分

場所 愛知県行政書士会館 3階大会議室

出席者 23名 委任状111名 合計134名



上記の日程で、令和3年度の昭和支部定時総会が開催されました。会場受付から退室まで、今では常識となった新型コロナウイルス対策を徹底し、できるだけ短時間で終了するように配慮しての開催となりました。

総会は武讓二副支部長による開会の辞に始まり、千田久人支部長による挨拶に続き、伊福泰則会員が議長に、小野澤賢哉会員が副議長に選任され、議案の審議へと進みました。5つの議案について報告と質疑応答がなされ、全て可決承認されました。

前年度はコロナの影響により多くの行事が中止又はオンライン開催となり、支部の支出が大幅に減ったことが報告されました。回を重ねるごとにオンライン研修にも慣れ参加者が増加したことが報告される一方で、予算の有効活用を求める意見も出されました。これを受けて、今年度もコロナ禍での支部行事のあり方や予算の有意義な使い方の検討・実行に注力することが確認されました。

今年度は任期満了による役員改選の年であり、千田支部長をはじめとする4名の役員が退任され、志水正芳新支部長をはじめとする13名が選任されました。

全ての議事が終了した後、退任役員への贈呈品授与、新役員全員からの挨拶が行われ、緊張した空気が和らいだところで閉会となりました。

尾北
支部

令和3年度 定時総会

会報委員 梶原 郁

日 時 令和3年4月24日(土)
午後4時～5時
場 所 江南市民文化会館（2階美術工芸室）
出席者 23名 委任状 50名 合計 73名



上記の日程において令和3年度定時総会が開催されました。

開会宣言後、佐藤友泰支部長の挨拶に続き支部在籍30年の会員3名に対する報奨があり、代表して神戸敏治会員に慶祝金の贈呈が行われました。

その後、栗本力会員が議長に選出され以下の順に議事が進行しました。

報告事項 本会会務報告

- 審議事項
1. 令和2年度支部事業報告及び収支決算報告承認の件
 2. 令和3年度事業計画(案)承認の件
 3. 令和3年度予算(案)承認の件
 4. 役員改選の件

各議案について今年度も活発な質疑応答があり、会員の支部運営に対する意識の高さが窺われる中、栗本議長のスムーズな議事進行の下での慎重審議の結果、滞りなく全議案とも可決承認されました。

また今年度は役員改選の年でもあり、支部長推薦委員会の住田達哉委員長から高田大覚会員が支部長に推薦されたとの報告を受け、本総会においても承認となりました。

昨年に引き続きコロナ禍の為、感染拡大防止対策として消毒や換気の徹底、来賓の招待及び懇親会は残念ながら中止での開催となりましたが、会員の皆様のご協力により無事閉会することが出来ました。

岡崎
支部

令和3年度 定時総会

会報委員 伊東 毅

日 時 令和3年5月9日(日)
午前10時30分～11時20分
場 所 岡崎市竜美丘会館 501会議室
会員総数 200名
出席者数 122名

(内訳 当日出席15名 委任状107名)



岡崎支部定時総会が開催されました。司会を務める三浦知美副支部長の開会の辞で始まりました。

米村篤史支部長の挨拶に続いて、金岩正雄副支部長が議長に指名され、議事に入りました。

増田尚也副支部長より令和2年度の会務の報告、米村支部長より決算の報告がありました。その後、杉浦達也会計監事から監査結果が適正である旨が報告されました。

続いて、令和3年度の事業計画と予算案が上程され、米村支部長よりその趣旨が説明されました。

具体的な取り組みとしては、①今年で10年目になる市民向けの無料相談会を引き続き開催し、行政書士の知名度向上を目指す②他士業との連携・協力を図る③行政書士の公益活動として岡崎市空家等対策協議会など行政機関の委員会・審議会等に積極的に参加するの3点です。

さらに、支部会費細則改正案、支部弔慰金給付規則改正案が上程され、米村支部長よりその趣旨が説明されました。

以上、全ての議案は、可決承認されました。

最後に支部の新役員の紹介と祝文が披露され、定時総会は終了しました。

尾張支部

令和3年度 定時総会

尾張支部 鈴木 里佳

日時 令和3年5月8日(土)
午後3時30分～4時
場所 ホテルプラザ勝川
出席者 8名(有効委任状提出者68名)



5月8日の土曜日にホテルプラザ勝川において令和3年度尾張支部定時総会が開催されました。打田和彦会員司会のもと、開会が宣言され、谷口正信支部長よりご挨拶をいただきました。司会者の指名により、本総会の議長には河津真子会員が就任することとなりました。

新型コロナウイルス感染症の流行が続いているため、感染対策として昨年に引き続き、できる限り出席を控えていただくようご案内し、当日も短時間での

開催を心掛けました。また、質問事項についても、事前にFAXやメールにてとりまとめ、後日執行部よりの回答をまとめて該当の会員の方にお伝えする方法をとっています。会場でも一人一人の席はパーティションで区切られ、感染対策に配慮した状態での開催となりました。報告及び審議事項については以下のとおりです。

報告事項：令和2年度会員状況・活動報告

審議事項：

- 第1号議案 令和2年度決算報告・監査報告承認の件
- 第2号議案 令和3年度活動方針案承認の件
- 第3号議案 令和3年度予算案承認の件
- 第4号議案 役員改選の件

議事は滞りなく進行し、すべての議案が満場一致で原案どおり承認されました。また、今年は役員改選の年にあたり、本年度より2年間、引き続き谷口正信会員が支部長を務めることとなっています。

昨年よりの新型コロナウイルス感染症の流行により、例年行われてきた支部の懇親を深めるための支部旅行や忘年会などの懇親を深める機会はほとんどなくなってしまいました。

業務においてもオンライン化や電子化が進み、普段の生活でも急速に社会との関わり方が変化している印象を受けます。支部総会のあり方ひとつをとってみても今後の変化に対応するべく、検討を重ねることが必要だと感じました。

ちょっとひと息 「品種登録」～電子出願／電子納付編～

Q IDの有効期限1年間について、最初のIDと追加したIDでは、それぞれが個別になるのですか。例えば、元のIDが、1年間ログインしなかった場合、追加したIDも一緒に無効になることはありますか。

A 追加IDは最初のIDに紐付いているのではなく、最初のIDも2番目以降追加されたIDも法人番号に紐付いています。したがって、元のIDが無効になっても2番目以降のIDは残りますので無効になることはありません。

Q 法人ですが電子出願の担当者が異動になりました。ID番号等はどうなりますか。

A 「品種登録出願システム登録者変更届」を提出してください。変更後の担当者名とメールアドレスをご記入ください。これにより以前のIDを引き継ぐことが可能です。

出典：農林水産省HP「品種登録ホームページ」より

一宮
支部

令和3年度 定時総会

会報委員 奥 智子

日 時 令和3年5月14日(金)
午後2時～3時
場 所 一宮市『尾張一宮駅前ビル（i-ビル）7階
シビックホール』

会員総数 188名

出席者総数 133名（うち委任状出席者110名）



令和3年度の一宮支部総会が、本年も尾張一宮駅前ビル（i-ビル）7階シビックホールにて開催されました。

昨年同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会場入口には検温器や手指消毒液を設置し、ソーシャルディスタンスを図る会場座席配置設営を行い、出来得る限りの感染予防対策を施して行いました。

総会開会にあたり、内藤広子支部長の挨拶から始まり、その後総会議事に入りました。

前年度の活動報告及び決算、また本年度の活動計画及び予算案などが審議され、全議事原案どおり承認されました。

さらに本年度から2年間の支部役員改選が行われ、内藤広子支部長を始めとする新役員の選出及び承認を受けました。今後も内藤広子支部長のもと、更なる支部の発展に寄与していきたいと思っております。

また、この総会をもって退任される前役員より挨拶をいただきました。これまでのご尽力に改めて感謝を申し上げます。

西尾
支部

令和3年度 定時総会

会報委員 太田 知明

日 時 令和3年5月14日(金)
午後1時～1時20分

場 所 とんかつ錦

会員総数 60名

出席会員 53名（当日出席者7名 委任状46名）



令和3年度の西尾支部定時総会が5月14日に開催されました。

長引く新型コロナウイルス感染症拡大防止という観点から、緊急措置として昨年同様、総会の規模を例年より縮小し、役員を中心とした最小限の人数で開催する運びとなりました。

支部会員の皆様に通知し、ご理解ご協力をお願いしたところ、例年より多くの方々からの委任状提出をいただくことができ、総会の定足数を満たし、本年も無事に開催することができました。

正海浩支部長の挨拶に始まり、牧野格議長のもと議事は進行されました。令和2年度事業経過報告があり、令和2年度決算報告、令和3年度事業計画案、予算案の議案が上程され、承認されました。

さらに支部役員改選の件が上程されました。事前に送付する定時総会資料に、役員推薦委員会（4月8日開催）で推薦された次期役員候補名を記載して支部会員にお伝えし、総会場で承認可決されました。

引き続き選任された正海浩支部長より短い挨拶をいただき、滞りなく全ての議事を終え、短時間での閉会解散となりました。

本年も懇親の機会はありませんでしたが、来年は会員が集える定時総会と懇親会を開催できる状態であることを切に祈ります。

東三支部

令和3年度 定時総会

東三支部 水野 悠

日時 令和3年5月14日(金)
午後3時～4時30分
場所 ホテルアソシア豊橋
出席者 28名(有効委任状数189)



5月14日、ホテルアソシア豊橋にて、東三支部令和3年度定時総会が開催されました。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場内のソーシャルディスタンスの確保、参加会員にはマスク着用、当日朝の検温だけでなく、会場でも検温及び消毒を行い、開催いたしました。

また、会場に参加できなかった会員向けに、Web会議システムZoomを利用した配信も行いました。

式次第はご来賓のご招待は辞退し、新入会員の紹介及び慶祝者表彰者について昨年度分とあわせてご紹介をさせていただき、下記議案を執り行う形となりました。

- 第1号議案 令和2年度 会務経過報告の件
- 第2号議案 令和2年度 収支決算承認の件
(監査報告)
- 第3号議案 支部規則改正(案)承認の件
- 第4号議案 令和3年度事業計画(案)承認の件
- 第5号議案 令和3年度収支予算(案)承認の件
- 第6号議案 各業務部会報告
- 第7号議案 任期満了に伴う役員改選の件

いずれの議案についても滞りなく進み、支部長には青山貴洋会員が引き続き就任、その他役員も承認され、閉会を迎えることができました。

支部会員のみならず、支部役員のみならずのご協力に心より感謝申し上げます。

ちょっとひと息 「品種登録」～電子出願/電子納付編～

Q 承継により電子出願中の品種の出願者を名義変更する場合は、名義変更を受けるものがID等を引き継ぐのか。

A 一般承継の場合は、「特定承継による出願者の名義変更届出書」(以下名義変更届出書)と一緒に「品種登録出願システム登録者変更届」をお送りください。これにより以前のIDを引き継ぐことが可能です。特定承継の場合で名義変更を受ける者がまだIDを持っていない場合は、新規にIDを発行しますので、名義変更届出書と一緒に「品種登録出願システムID・パスワード発行申請書」を提出してください。なお、既にIDを取得されている場合は、名義変更届書をもって、農林水産省で出願番号とIDの紐付けを修正しますので、ID発行、ID変更手続は不要です。

Q 共同出願(代理人なし)を予定しているが、その場合、共同出願者もID番号等が必要ですか。

A ID番号はシステムにログインするために必要ですが、電子出願はどちらか一方が代表して手続を行っていただきます。したがって共同出願者がシステムログインする必要がない場合は申請は不要です。登録後の登録料についても代表が納付することになります。

出典：農林水産省HP「品種登録ホームページ」より

東名
支部令和3年度
定時総会

会報委員 服部 弘美

日 時 令和3年5月15日(土)
午後4時～6時
場 所 メルパルク名古屋
総会員数 139名
出席者数 109名 (うち委任状出席者81名)



去る5月15日、令和3年度第20期東名支部定時総会が開催されました。

定刻、金林伸洙会員の司会進行のもと、小河英仁会員の開会のことば、相馬保宏支部長の挨拶と、総会は進みました。

議長には勝友香梨会員、副議長には門田千穂会員が指名され、議長による議事録署名者の指名と議長挨拶の後、直ちに報告事項及び審議事項に入りました。

報告事項 令和2年度 事業経過報告
第1号議案 令和2年度 収支決算報告
第2号議案 令和3年度 事業計画(案)
第3号議案 令和3年度 収支予算(案)
第4号議案 任期満了による役員改選

勝議長のスムーズな議事進行の下での慎重審議の結果、全議案とも可決承認され、定時総会は閉会となりました。

例年は多くの来賓の方にご臨席を賜っておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本年度は会員のみでの開催となりました。

また同観点から、その後の懇親会等についても中止となりました。

一日も早い収束を願うとともに、来年度の定時総会と懇親会は盛大に行われることを切に願っております。

碧海
支部令和3年度
定時総会

会報委員 磯部 千恵

日 時 令和3年5月17日(月)
午後4時～5時
場 所 碧南商工会議所 2階ホール
出席者 139名 (当日出席27名 委任状112名)



令和3年度の碧海支部定時総会が、碧南商工会議所にて開催されました。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、総会後の懇親会の中止や総会時間の短縮、座席の間隔を確保するなどして行われました。

開会のことばと支部長あいさつの後、議長に山本宣也会員が選任され、議事が進行しました。

(議題)

第1号議案 令和2年度事業経過報告の件
第2号議案 令和2年度会計決算報告並びに財産目録承認の件
第3号議案 令和3年度事業計画(案)承認の件
第4号議案 令和3年度会計予算(案)承認の件
第5号議案 支部役員改選の件

以上の議案が、質疑応答の後可決承認され、滞りなく進行することができました。本年度は役員改選が行われ、新支部長に高野正也会員が選任されました。

新支部長と令和2年度に新しく入会した会員からのあいさつの後、閉会の言葉をもって無事時間通りに閉会となりました。

豊田
支部

令和3年度 定時総会

会報委員 工藤 真由美

日時 令和3年5月21日(金)
午後3時25分～4時30分
場所 豊田市産業文化センター 小ホール



昨年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となった、豊田支部総会を本年度は、委任状の提出にご協力いただく形を取り、小規模で開催致しました。

第1号議案 令和2年度事業報告から始まり、令和2年度収支決算承認の件、令和3年度事業計画(案)承認の件、令和3年度収支予算(案)承認の件、最後に第5号議案として、令和3年度支部役員変更承認の件を議案を各々の部長等からご報告があり、全て承認され、滞りなく支部総会は進行されました。

例年行われていたミニライブ及び懇親会は開催せずに終了致しました。

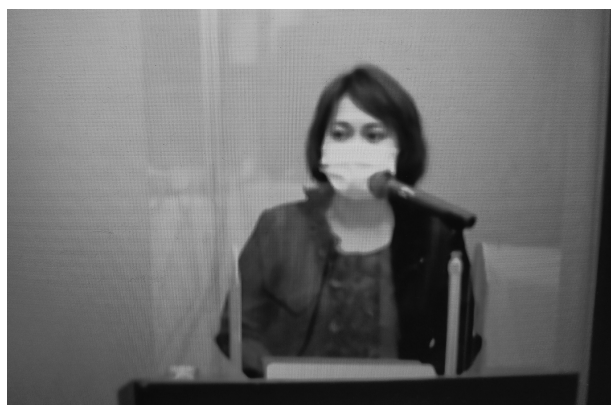
まだまだ、新型コロナウイルス感染防止に気を付ける日々が続きそうですが、昨年、大幅に減少した研修会を小規模でも感染対策をしながら開催されることを期待し、日々、健康に過ごせていることを大切に思っています。

名古屋
支部

令和3年度 定時総会

会報委員：金丸 洋

日時 令和3年5月22日(土)
午後4時～4時30分
場所 名鉄ニューグランドホテル 7F扇の間
同時配信でZoomによるオンライン
出席者 会場出席者11名 委任状提出者52名
葉書による議決権行使83名 合計146名



5月22日、名鉄ニューグランドホテルにて令和3年度名古屋支部定時総会が開催されました。同時に総会の模様は、Zoomにより配信されました。

今年度の支部定時総会は新型コロナウイルス感染症対策のため、極力会場への出席は控えていただくよう呼び掛けられるなどの対応を迫られましたが、無事開催することができました。

議長に大内田健太郎会員が選任され議事が進行していきました。

- 第1号議案 令和2年度活動報告
- 第2号議案 令和2年度収支報告
- 第3号議案 令和3年度活動方針案
- 第4号議案 令和3年度予算案
- 第5号議案 役員推薦委員推薦の件

以上全ての議案が原案どおり承認され閉会しました。

事務局だより

■令和3年4月

1日(木)	前田会長、市川副会長、森事務局長 県法務文書課新年度挨拶 正副会長会開催
2日(金)	封印管理委員会指定研修会開催
6日(火)	第2回役員推薦委員会開催 自販連との懇話会開催 ADR手続説明会開催 市川副会長 県法務文書課訪問 新規登録受付
7日(水)	新規登録受付
8日(木)	西川相談役 日行連入管庁との打合せ出席 法務部会開催 苦情対応委員会開催 経審要員養成実習①開催 新規登録受付
9日(金)	小椋理事 封印払出書確認
12日(月)	第3回役員推薦委員会開催 部長会開催
13日(火)	本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所暮らしの行政・法律相談開催 会報5月号校正会議開催
14日(水)	経理部会開催 市川・西堀副会長、岩井・渡邊常務理事 法務文書課訪問 土地利用業務相談会開催 私法業務相談会開催
15日(木)	本会監査会開催 米村常務理事 総会会場下見
16日(金)	東海北陸厚生局年金審査課長着任挨拶来館
19日(月)	部長会開催 理事会開催 幹事会開催
20日(火)	ADR手続説明会開催 西堀副会長、黒澤常務理事 県生活衛生課訪問
21日(水)	前田会長 日行連常任理事会出席 八十川理事 封印払出書確認
22日(木)	前田会長、西川相談役 日行連常任理事会出席 前田会長、西川相談役 日行連理事会出席 職務上請求書ビデオ説明会開催 登録証交付式 総務部と法務部打合せ開催 市川副会長 職務上請求書窓口指導
23日(金)	経審要員養成実習②開催 八十川理事 封印払出書確認
27日(火)	申請取次行政書士管理委員会開催
28日(水)	総務部打合せ開催

■令和3年5月

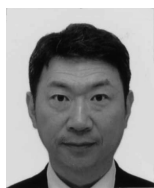
6日(木)	前田会長 日行連常任理事会出席 助成金支援金の相談員説明会開催
7日(金)	前田会長 日行連常任理事会出席 正副会長会開催 黒澤常務理事 県生活衛生課訪問 苦情関係三委員長会開催 総務部打合せ開催 八十川理事 封印払出書確認
10日(月)	第1回総会運営委員会開催 苦情対応委員会開催 部長会開催 運輸交通業務相談会開催 八十川理事 封印払出書確認
11日(火)	西川相談役 日行連申取管理委員会出席 西川相談役 申取事務研修出席 本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所暮らしの行政・法律相談開催 新規登録受付
12日(水)	西川相談役 日行連申取管理委員会出席 西川相談役 申取事務研修出席 国際部業務相談会開催 佐藤理事 封印払出書確認 新規登録受付
13日(木)	申請取次行政書士管理委員会指定研修会開催
14日(金)	封印管理委員会会員聴取開催 新規登録受付
17日(月)	前田会長 日行連編集会議出席
18日(火)	改正食品衛生法研修会開催 ADR手続説明会開催 八十川理事 封印払出書確認
19日(水)	経営事項審査の改正点についての研修会開催 苦情関係三委員会合同会議開催 前田会長、岩井常務理事 県中小企業金融課来館対応
24日(月)	経審要員養成実習③開催 八十川理事 封印払出書確認
25日(火)	申請取次行政書士管理委員会開催
26日(水)	第2回総会運営委員会開催 正副会長会開催
27日(木)	部長会開催 会報7月号編集会議開催 建設環境部業務相談会開催 市川副会長 宅建協合理事来館対応
31日(月)	総会打合せ会開催 部長会開催 第3回総会運営委員会開催 令和3年度定時総会、定期大会

会 | 員 | の | 動 | 向

令和3年5月25日現在

個人会員数 3,133人
法人会員数 54法人

新規登録入会者の紹介



登録番号 第21190516号
会員番号 第6417号
入会年月日 令和3年4月2日
氏名 杉浦 啓益

事務所 杉浦啓益行政書士事務所
豊橋市東郷町99番地
電話番号 0532-62-1177 所属支部 東三



登録番号 第21190520号
会員番号 第6421号
入会年月日 令和3年4月2日
氏名 佐橋 正也

事務所 行政書士佐橋法務事務所
名古屋市西区中小田井五丁目308番地
電話番号 090-2938-8862 所属支部 西北



登録番号 第21190517号
会員番号 第6418号
入会年月日 令和3年4月2日
氏名 木村 直美

事務所 Miel行政書士事務所
名古屋市天白区植田東三丁目313番地の1(ル・ボミエVIB105)
電話番号 070-8357-3399 所属支部 昭和



登録番号 第21190521号
会員番号 第6422号
入会年月日 令和3年4月2日
氏名 猪子 大介

事務所 行政書士事務所ラバール
名古屋市名東区八前二丁目913番地
電話番号 052-771-7600 所属支部 中央



登録番号 第21190518号
会員番号 第6419号
入会年月日 令和3年4月2日
氏名 原田 直樹

事務所 ウンウンヒツジ行政書士事務所
名古屋市千種区鹿子殿901番地 サントピア鹿子殿301
電話番号 所属支部 中央



登録番号 第21190522号
会員番号 第6423号
入会年月日 令和3年4月2日
氏名 中面 貴輝

事務所 行政書士オフィスみやにし
一宮市大宮1丁目9番地9
電話番号 080-8444-4230 所属支部 一宮



登録番号 第21190519号
会員番号 第6420号
入会年月日 令和3年4月2日
氏名 鈴木 博也

事務所 行政書士鈴木博也事務所
名古屋市緑区漆山950番地
電話番号 052-623-3711 所属支部 名南



登録番号 第21190523号
会員番号 第6424号
入会年月日 令和3年4月2日
氏名 長井 博一

事務所 志庵行政書士事務所
名古屋市中川区荒中町57番地 (カーサデルソル303号)
電話番号 052-398-6595 所属支部 名古屋



登録番号 第21190524号
 会員番号 第6425号
 入会年月日 令和3年4月2日
 氏名 円山 篤

事務所 行政書士事務所まるやま
 春日井市岩野町1丁目244番地2
 電話番号 0568-29-4080 所属支部 尾張



登録番号 第21190529号
 会員番号 第6430号
 入会年月日 令和3年4月2日
 氏名 大沼 勇人

事務所 行政書士法人心
 名古屋市中村区椿町14番13号 ウェストポイント6F
 電話番号 052-485-5850 所属支部 名古屋



登録番号 第21190525号
 会員番号 第6426号
 入会年月日 令和3年4月2日
 氏名 星野 瑠夏

事務所 国際行政書士 星野法務事務所
 名古屋市中村区椿町13番16号 サン・オフィス名駅新幹線口605号室
 電話番号 052-898-2757 所属支部 名古屋



登録番号 第21190530号
 会員番号 第6431号
 入会年月日 令和3年4月2日
 氏名 沼田 修

事務所 行政書士オフィスブリッジ
 名古屋市瑞穂区駒場町四丁目12番地2 パールナッツ3D
 電話番号 052-627-0567 所属支部 名南



登録番号 第21190526号
 会員番号 第6427号
 入会年月日 令和3年4月2日
 氏名 佐々木 直子

事務所 行政書士法人中日PARTNERS
 名古屋市中村区名駅3丁目13番31号 名駅モリシタビル9F
 電話番号 052-414-4355 所属支部 名古屋



登録番号 第21190531号
 会員番号 第6432号
 入会年月日 令和3年4月2日
 氏名 戸田 貴仁

事務所 戸田貴仁行政書士事務所
 刈谷市今岡町東畑22番地
 電話番号 0566-95-6305 所属支部 碧海



登録番号 第21190527号
 会員番号 第6428号
 入会年月日 令和3年4月2日
 氏名 馬場 潤

事務所 行政書士法人心
 名古屋市中村区椿町14番13号 ウェストポイント6F
 電話番号 052-485-5850 所属支部 名古屋



登録番号 第21190532号
 会員番号 第6433号
 入会年月日 令和3年4月2日
 氏名 安田 修悟

事務所 行政書士安田事務所
 名古屋市中村区千成通4丁目18番地 渡辺ビル2階
 電話番号 052-481-6935 所属支部 名古屋



登録番号 第21190528号
 会員番号 第6429号
 入会年月日 令和3年4月2日
 氏名 宮下 優

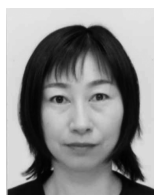
事務所 行政書士AOI国際法務事務所
 名古屋市東区筒井3丁目26番10号 3C
 電話番号 052-933-1140 所属支部 中央



登録番号 第21190533号
 会員番号 第6434号
 入会年月日 令和3年4月2日
 氏名 玉水 健士

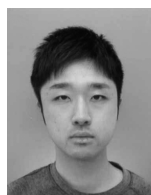
事務所 行政書士玉水健士事務所
 名古屋市中村区中村町5丁目115番地
 電話番号 052-461-2551 所属支部 名古屋

会員の動向



登録番号 第21190534号
会員番号 第6435号
入会年月日 令和3年4月2日
氏名 戸塚 晃代

事務所 とつか行政書士事務所
豊川市代田町一丁目28番地(代田ドミール101号)
電話番号 0533-79-2289 所属支部 東三



登録番号 第21190949号
会員番号 第6440号
入会年月日 令和3年5月1日
氏名 土井 貴仁

事務所 土井貴仁行政書士事務所
知立市長篠町丸山12番地14
電話番号 090-1413-5612 所属支部 碧海



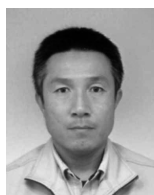
登録番号 第21190535号
会員番号 第6436号
入会年月日 令和3年4月2日
氏名 山下 須美子

事務所 行政書士虹のまち法務事務所
名古屋市名東区権園町1丁目9番地の3(ライオンズマンション虹ヶ丘ガーデン2番館303号)
電話番号 052-217-9759 所属支部 中央



登録番号 第21190950号
会員番号 第6441号
入会年月日 令和3年5月1日
氏名 永田 敦士

事務所 行政書士永田事務所
名古屋市緑区乗鞍二丁目233番地の1 プレミスト徳重701
電話番号 052-888-0409 所属支部 名南



登録番号 第21190536号
会員番号 第6437号
入会年月日 令和3年4月2日
氏名 永井 雅敏

事務所 行政書士永井雅敏事務所
清須市一場1233番地3
電話番号 052-718-0090 所属支部 西北



登録番号 第21190951号
会員番号 第6442号
入会年月日 令和3年5月1日
氏名 神野 友祐

事務所 フレイヤ行政書士
名古屋市市中川区高畑5丁目34番地5 C-2
電話番号 052-364-6377 所属支部 名古屋



登録番号 第21190947号
会員番号 第6438号
入会年月日 令和3年5月1日
氏名 坂下 慶門

事務所 坂下行政書士事務所
名古屋市東区権木町1丁目30番地(プレティナレジデンス権木町502号)
電話番号 052-887-4165 所属支部 中央



登録番号 第21190952号
会員番号 第6443号
入会年月日 令和3年5月1日
氏名 内田 浩文

事務所 行政書士内田浩文法務事務所
名古屋市西区名駅2丁目34番17号 セントラル名古屋303
電話番号 080-6812-9100 所属支部 西北



登録番号 第21190948号
会員番号 第6439号
入会年月日 令和3年5月1日
氏名 稲葉 貴文

事務所 稲葉行政書士事務所
春日井市高蔵寺町北4丁目1番地12 マツモト第1ビル401
電話番号 0568-54-8140 所属支部 尾張



登録番号 第21190953号
会員番号 第6444号
入会年月日 令和3年5月1日
氏名 鈴木 堅太

事務所 鳴丘行政書士事務所
名古屋市緑区鳴丘二丁目3016番地の1
電話番号 052-846-5459 所属支部 名南



登録番号 第21190954号
 会員番号 第6445号
 入会年月日 令和3年5月1日
 氏名 後藤 幸子

事務所 後藤行政書士事務所
 名古屋市千種区道下町3丁目26番地 (グランドソレイユ道下202号)
 電話番号 所属支部 名古屋



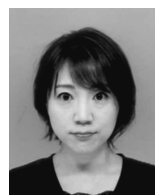
登録番号 第21190959号
 会員番号 第6450号
 入会年月日 令和3年5月1日
 氏名 丸山 嗣晴

事務所 行政書士 まるやま事務所
 一宮市古見町39番地6
 電話番号 0586-67-2115 所属支部 一宮



登録番号 第21190955号
 会員番号 第6446号
 入会年月日 令和3年5月1日
 氏名 鈴川 正視

事務所 行政書士 鈴川正視事務所
 豊橋市舟原町107番地
 電話番号 0532-54-0510 所属支部 東三



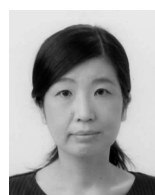
登録番号 第21190960号
 会員番号 第6451号
 入会年月日 令和3年5月1日
 氏名 永田 文子

事務所 行政書士法人トヨハン
 豊橋市伝馬町29番地の1
 電話番号 0532-61-1590 所属支部 東三



登録番号 第21190956号
 会員番号 第6447号
 入会年月日 令和3年5月1日
 氏名 筒井 真

事務所 おだかの行政書士事務所
 豊橋市西小鷹野三丁目8番地の24
 電話番号 0532-26-7515 所属支部 東三



登録番号 第21190961号
 会員番号 第6452号
 入会年月日 令和3年5月1日
 氏名 中村 彩

事務所 行政書士オフィス彩
 豊田市浄水町伊保原238番地1
 電話番号 070-8567-1960 所属支部 豊田



登録番号 第21190957号
 会員番号 第6448号
 入会年月日 令和3年5月1日
 氏名 伊藤 一真

事務所 伊藤行政書士事務所
 名古屋市千種区松軒二丁目1番15号 シティピア宝703号
 電話番号 050-1031-2052 所属支部 中央



登録番号 第21190962号
 会員番号 第6453号
 入会年月日 令和3年5月1日
 氏名 中野 文博

事務所 行政書士泰生事務所
 知多郡武豊町大字東大高字中瀬郷31番地
 電話番号 090-3447-0448 所属支部 知多



登録番号 第21190958号
 会員番号 第6449号
 入会年月日 令和3年5月1日
 氏名 平川 直広

事務所 ひらかわ行政書士事務所
 岡崎市藤川町字一里山北94番地2
 電話番号 0564-73-7807 所属支部 岡崎



登録番号 第21190963号
 会員番号 第6454号
 入会年月日 令和3年5月1日
 氏名 依田 健嗣

事務所 行政書士オフィスSSK
 名古屋市港区宝神4丁目1601番地
 電話番号 052-387-6834 所属支部 名古屋

会員の動向



登録番号 第21190964号
会員番号 第6455号
入会年月日 令和3年5月1日
氏名 榊田 聖也

事務所 行政書士 路サポート事務所
あま市篠田澤口36番地7
電話番号 052-886-3891 所属支部 海部



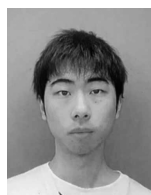
登録番号 第21190969号
会員番号 第6460号
入会年月日 令和3年5月1日
氏名 廣崎 歩美

事務所 外堀イースト総合事務所 行政書士廣崎歩美
名古屋市東区東片端町24番地 ハセガワビル3階
電話番号 052-951-2323 所属支部 中央



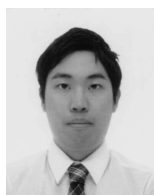
登録番号 第21190965号
会員番号 第6456号
入会年月日 令和3年5月1日
氏名 吉田 知弘

事務所 行政書士吉田知弘事務所
一宮市北小淵字大日49番地2
電話番号 0586-81-2631 所属支部 一宮



登録番号 第21190970号
会員番号 第6461号
入会年月日 令和3年5月1日
氏名 安田 柁平

事務所 行政書士安田宗平事務所
犬山市大字犬山字西古券3番地
電話番号 0568-61-0206 所属支部 尾北



登録番号 第21190966号
会員番号 第6457号
入会年月日 令和3年5月1日
氏名 南部 佳大

事務所 行政書士南部佳大事務所
名古屋市瑞穂区萩山町3丁目30番地
電話番号 052-852-6422 所属支部 名南



登録番号 第21190971号
会員番号 第6462号
入会年月日 令和3年5月1日
氏名 中瀬 雄太

事務所 行政書士NAKASE法務事務所
名古屋市港区港楽二丁目6番4号(クレール港楽101号)
電話番号 052-398-6820 所属支部 名古屋



登録番号 第21190967号
会員番号 第6458号
入会年月日 令和3年5月1日
氏名 高野 康司

事務所 さくら翻訳行政書士事務所
名古屋市守山区今尻町226
電話番号 所属支部 東名



登録番号 第21190972号
会員番号 第6463号
入会年月日 令和3年5月1日
氏名 西垣 裕里

事務所 ゆりりん行政書士事務所
名古屋市中川区荒江町27番5号
電話番号 052-352-4050 所属支部 名古屋



登録番号 第21190968号
会員番号 第6459号
入会年月日 令和3年5月1日
氏名 伊藤 晃太郎

事務所 ディエルシー行政書士事務所
名古屋市中村区名駅三丁目23番地16号 タキビル1階110号室
電話番号 080-3066-2473 所属支部 名古屋



登録番号 第21190973号
会員番号 第6464号
入会年月日 令和3年5月1日
氏名 坂本 茜

事務所 さかもと行政書士事務所
名古屋市熱田区金山町一丁目5番2号 クマダ77ビル3階
電話番号 052-681-2260 所属支部 名南



登録番号 第21190974号
 会員番号 第6465号
 入会年月日 令和3年5月1日
 氏名 講神 三奈

事務所 愛知令和行政書士事務所
 犬山市字天神19番地1
 電話番号 090-6271-4385 所属支部 尾北

法人会員の変更案内

法人番号 第0501201号
 会員番号 第H3号
 法人の名称 東名行政書士法人
 主たる事務所の名称 東名行政書士法人
 事務所所在地 名古屋市中区錦三丁目23番18
 変更事由 事務所所在地
 所属支部 中央

退会者のお知らせ

令和3年5月25日現在

支部	氏名	退会日
知多	山木 敏夫	令和3年4月22日
東名	鈴木 久美子	令和3年4月28日
中央	水野 ゆう子	令和3年4月30日
名古屋	菖蒲 一敏	令和3年4月30日
海部	横井 克典	令和3年4月30日
尾北	奥村 光男	令和3年5月19日

法人番号 第1704701号
 会員番号 第H45号
 法人の名称 行政書士法人中村事務所
 従たる事務所の名称 行政書士法人中村事務所豊橋オフィス
 従たる事務所所在地 豊橋市広小路三丁目25番地 ヒノデビル1階
 従たる事務所電話番号 0532-39-9280
 社員（加入） 杉戸 菖
 社員（脱退） 漆原 由佳
 変更事由 従たる事務所廃止、従たる事務所設置、社員加入、社員脱退
 所属支部 名古屋

法人番号 第1600607号
 会員番号 第H66号
 法人の名称 ベンチャーサポート行政書士法人
 主たる事務所の名称 ベンチャーサポート行政書士法人 名古屋オフィス
 事務所所在地 名古屋市中村区名駅四丁目24番8号 いちご名古屋ビル7階
 変更事由 事務所所在地
 所属支部 名古屋

新規法人登録入会の紹介

法人番号 第2102601号
 会員番号 第H72号
 入会年月日 令和3年1月4日
 法人の名称 行政書士法人F&PartnersCENTRAL
 主たる事務所の名称 行政書士法人F&PartnersCENTRAL
 主たる事務所 名古屋市中区丸の内二丁目18番5号
 主たる事務所電話番号 052-265-5126
 所属支部 中央

法人退会(解散)のお知らせ

法人番号 第1603307号
 会員番号 第H64号
 退会年月日 令和3年1月4日
 法人の名称 行政書士法人F&Partners
 従たる事務所名称 行政書士法人F&Partners 名古屋事務所
 所属支部 中央

事務所の変更案内

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	吉川 寿一	名古屋市中区錦三丁目23番18号	460-0003		事務所所在地
中央	水崎 由佳子	名古屋市東区泉2丁目5番26号 泉ロイヤルビル2A	461-0001		事務所所在地
中央	石井 政彦	名古屋市中区丸の内3丁目5番28号 サウスレジデンス丸の内5E	460-0002	052-953-7020	事務所所在地、 事務所電話番号
中央	島津 まどか	名古屋市中区錦三丁目23番18号	460-0003		事務所所在地
中央	浅井 美樹 行政書士法人F&PartnersCENTRAL	名古屋市中区丸の内二丁目18番5号	460-0002	052-265-5126	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
中央	久野 里香	名古屋市中区錦三丁目23番18号	460-0003		事務所所在地
中央	柴田 昌子 北辰行政書士事務所				事務所名称
中央	酒井 健 酒井健行政書士事務所			052-990-1521	事務所名称、 事務所電話番号
中央	岩田 武人 行政書士法人F&PartnersCENTRAL	名古屋市中区丸の内二丁目18番5号	460-0002		事務所名称、 事務所所在地
中央	遠藤 誠	名古屋市名東区藤森2丁目233番地	465-0026		事務所所在地
中央	正村 悠記	名古屋市千種区春岡一丁目3番6号	464-0848		事務所所在地
中央	石田 健太郎	名古屋市千種区内山三丁目10番19号 若山ビル3階南	464-0075		事務所所在地
西北	竹内 数夫	清須市西枇杷島町小田井一丁目15番地10	452-0021	052-771-4083	事務所所在地、 事務所電話番号
西北	金田 憲明			0568-64-1327	事務所電話番号
西北	佐橋 正也			052-908-0282	事務所電話番号
名古屋	横井 健一			050-3703-8068	事務所電話番号
名古屋	稲垣 智美 さくら行政書士法人				事務所名称
名古屋	天池 教昌 さくら行政書士法人				事務所名称

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
名古屋	星野 瑠夏			052-898-2757	事務所電話番号
名南	河合 治彦			052-671-1333	事務所電話番号
一宮	野原 恒雄	一宮市北方町北方字中屋敷郷255番地 名岐一宮ビル1階	493-8001	0586-82-4327	事務所所在地、 事務所電話番号
	滝藤 悟			0586-82-5701	事務所電話番号
一宮	溝口 正樹	稲沢市西溝口町北郷41	492-8452	058-736-0410	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	特定行政書士みぞぐちコンサル				
知多	広瀬 めぐみ	半田市栄町二丁目13番地	475-0846		事務所所在地
知多	外村 征幸				単体会変更(福岡会へ)
豊田	近藤 正	豊田市御幸本町1丁目192番地 京屋ビル3F	473-0901		事務所所在地
豊田	神谷 潤	豊田市御幸本町1丁目192番地 京屋ビル3F	473-0901		事務所所在地
碧海	山本 武司	安城市御幸本町7番26号	446-0032		事務所所在地
東三	相羽 茂哉			0532-22-8295	事務所電話番号

ご逝去会員のお知らせ

岡崎支部 新 美 清 嗣 会員 令和3年3月30日ご逝去 (享年61歳)
 東三支部 平 野 優 会員 令和3年4月8日ご逝去 (享年73歳)
 中央支部 菅 正 之 会員 令和3年4月22日ご逝去 (享年75歳)
 東三支部 鬼 頭 久 雄 会員 令和3年4月22日ご逝去 (享年87歳)

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

愛知県行政書士会
 会長 前 田 望



COSMOS通信 7月号

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

セミナー・相談会の開催報告

日 時 令和3年4月1日(木)
午後1時30分～3時30分

場 所 江南市役所西分庁舎
相 談 会 相談員：池山 正彦会員 西原 公正会員
相談者：2人

日 時 令和3年4月8日(木) 午後1時30分～4時
場 所 小牧市役所
相 談 会 相談員：丹羽 友道会員 東 芳幸会員
相談者：6人

《新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止》

日 時 令和3年5月3日(月)
午前9時～午後4時30分

場 所 本證寺(安城市)
寸 劇 成年後見寸劇
セ ミ ナ 成年後見セミナー
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和3年5月10日(月) 午後1時～4時
場 所 岩倉市役所 市民相談室
相 談 会 相談員：池山 正彦会員
桐ノ谷 佳之会員
相談者：1人

日 時 令和3年5月19日(水) 午後1時～3時
場 所 犬山市役所 会議室
相 談 会 相談員：犬塚 智子会員 山崎 俊会員
堀 己喜男会員
相談者：5人

セミナー・相談会の開催予定

日 時 令和3年7月1日(木)
午後1時30分～3時30分

場 所 江南市役所西分庁舎
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和3年7月15日(木) 午後1時～3時
場 所 扶桑町老人憩いの家
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和3年7月28日(水) 午後2時～4時
場 所 南部ふれあいセンター(春日井市)
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和3年8月12日(木) 午後1時30分～4時
場 所 小牧市役所
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和3年8月18日(水) 午後1時～3時
場 所 犬山市役所 会議室
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和3年9月13日(月) 午後1時～4時
場 所 岩倉市役所 市民相談室
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和3年9月14日(火) 午後1時～4時
場 所 北名古屋市役所東庁舎
相 談 会 成年後見等無料相談会

※尚、日程等は中止及び変更になる場合があります。

コスモス業務相談会

業務相談をご希望の会員は、相談希望日の2週間程度前までに事務局へ連絡をして日程調整をしてください。

申込先 コスモスあいち事務局
TEL 052-908-3022

あとかき

今年も梅雨が明けたら暑い盛夏になりそうですね。新型コロナウイルス感染防止対策と共に、水分補給などで熱中症予防にも万全を期して業務に励んで頂きたいと思います。

さて、私事ではありますが、会報委員の職を拝命してから3年ほど経ちました。昨年からはコロナ禍でこの支部も研修や行事の開催が難しくなる中、編集会議で支部だよりの原稿を見るたびに各支部の運営陣の頑張りに励まされてきました。この職を通じて新たな人間関係に恵まれ、視野が広がり、貴重な経験をさせていただきました。

毎号たくさんの方々の手が入り出来上がる会報、お仕事の合間に是非これからもご一読いただければと思います。

会報副委員長 奥 智子

《今月の表紙》 信玄原の火おんどり

天正3（1575）年、織田・徳川軍と武田軍が戦った「長篠・設楽原の戦い」は、連合軍の大勝で終わった。この戦いで両軍併せて1万6千人もの戦死者があったといわれている。戦場の片付けを行った竹広の村人は、この地に戦死者を葬り、大塚（武田軍）と小塚（織田・徳川軍）の2つの塚を築いて弔った。これが「信玄塚」である。一説には、信長が命名したといわれ、当時、すでに亡かった信玄の名を冠することで戦国最強と謳われた「武田家」の終わりを告げる意味合いが込められているという。

火おんどりは、その夏、塚から大量に発生した蜂が人々を困らせたので、これを武田軍の戦死者の亡霊と信じ、その霊を慰めるため、夜に松明を灯して供養したことに始まると伝えられる。お盆の夜に、法被、鉢巻、猿股姿の男たちが火のついたタイと呼ばれるスノコ状に編んだ葦にシダを詰めた大松明を「ヤーレモッセ、モッセモセ、チャンチャコマツラ、トボイテ、ヤーレモッセ、ナンマイダ・・・」と念仏を唱えながら、囃子のテンポの変化を合図に、武将が相対峙して切りあうように袈裟十文字に振りかざして勇猛果敢に執り行われる。

写真・文：新城市設楽原歴史資料館

会報307号 担当

広報部	担当副会長	小柳津えみ
	部長	伊藤 直仁
	次長	水野 悠
	部員	戸加里邦子
	部員	山本 篤
	委員	吉川 明宏
会報委員会	委員長	長峰 均
	副委員長	奥 智子
	本号担当委員	
	（表紙）	佐野 潤
	（会員訪問記）	新田 賢治

会報307号 令和3年7月1日発行

発行人 前田 望
編集人 伊藤 直仁

発行所 愛知県行政書士会
〒461-0004
名古屋市東区葵一丁目15番30号
TEL 〈052〉 931-4068（代）
FAX 〈052〉 932-3647
E-mail info@aichi-gyosei.or.jp
http://www.aichi-gyosei.or.jp

印刷所 日大印刷株式会社

頼りになるね、行政書士。

行政書士による常設無料相談会

行政書士法における業務範囲内でのご相談をお引き受けいたします

開設日 毎月 第2火曜日 **時間** 午前10時から午後4時まで

ところ 愛知県行政書士会館 地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分

内容 相続(遺産分割協議書作成)・遺言／各種契約書・合意書／定款
法人設立／建設業・風俗営業許可／土地開発／戸籍関係／帰化・入管関係
不動産関係／自動車登録／著作権等

※面接時間のご予約を承ります。

新型コロナウイルスの影響で、電話相談のみとなる場合がありますので御了承願います。

愛知県行政書士会 無料相談専用 Tel.052-908-7255

行政書士ADRセンター愛知



自転車事故に関する紛争※

- ・自転車と自転車の衝突
 - ・自転車と歩行者との衝突
 - ・自転車が引き起こした物損事故
- ※自転車以外の車両との衝突事故は除きます。

※の紛争については、申込の際の要求額が60万円を超えないものが対象になります。



居住用賃貸建物に関する敷金返還または原状回復に関する紛争

- ・敷金精算に関する紛争
- ・賃貸建物の原状回復費用の負担割合に関する紛争



愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争※

- ・ペットによる噛みつき、引っかき事故
- ・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
- ・血統書付きのペットの売買に関する紛争
- ・ペットの鳴き声をめぐる紛争
- ・猫へのエサやりに関する紛争



外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

- ・外国人に対する職場ハラスメント
 - ・外国人の職場での待遇についての不満
 - ・外国人の就学者に対するいじめ
 - ・外国人就学者から学校へのクレーム
- ※職場・学校における外国人に対する宗教、環境その他文化的価値の違いに起因する紛争

行政書士ADRセンター愛知の紹介

- 運営主体：愛知県行政書士会(所管)：
行政書士ADRセンター愛知運営委員会
 - 実施主体：運営委員会が選任した手続実施者
 - 実施場所：名古屋市中区葵一丁目15番30号
愛知県行政書士会館
 - 実施日：毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで
(祝日・休日・年末・年始は休み)
- 当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。
(認証番号No.62)
 - 当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けていただきます。
 - 当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出していただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021



●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分